

那 霸 市 公 報

第 1 6 6 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について (こども政策課) …………… 1713
- 住居表示の実施について (地籍調査課) …………… 1714
- 那覇市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について (子育て応援課)
…………… 1716
- 那覇市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について (子育て応援課)
…………… 1717
- 那覇市共同利用施設 (那覇市大嶺自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1718
- 那覇市共同利用施設 (那覇市田原自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1718
- 那覇市共同利用施設 (那覇市安次嶺自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1719
- 那覇市共同利用施設 (那覇市宮城自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1720
- 那覇市共同利用施設 (那覇市高良自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1720
- 那覇市共同利用施設 (那覇市宇栄原自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1721
- 那覇市共同利用施設 (那覇市当間自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1722
- 那覇市共同利用施設 (那覇市真嘉比自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1722
- 那覇市共同利用施設 (那覇市小禄自治会館) 指定管理者の指定について
(まちづくり協働推進課) …………… 1723

◇公 告◇

- 迷惑行為防止重点地区の指定について (観光課) 1724
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 1725
- 迷惑行為是正指導を行わせる者の指定について (観光課) 1725
- 平成 28 年度のエコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について (クリーン推進課) 1726
- 那覇市資源化物(有価物)の売却に係る指名競争入札参加資格者申請受付について (クリーン推進課) 1727

◇教育委員会規則◇

- 那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則..... 1728

告 示

那覇市告示第 447 号
平成 28 年 1 月 7 日
掲 示 済

那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について

那覇市古波蔵児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 27 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市古波蔵児童館
所在地 那覇市字国場 1169 番地 4

- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人ポプラ福祉会
所在地 那覇市壺川 2 丁目 5 番地 13
代表者 理事長 崎濱 盛喜

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 471 号
平成 28 年 1 月 15 日
掲 示 済

住居表示の実施について

住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号) 第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

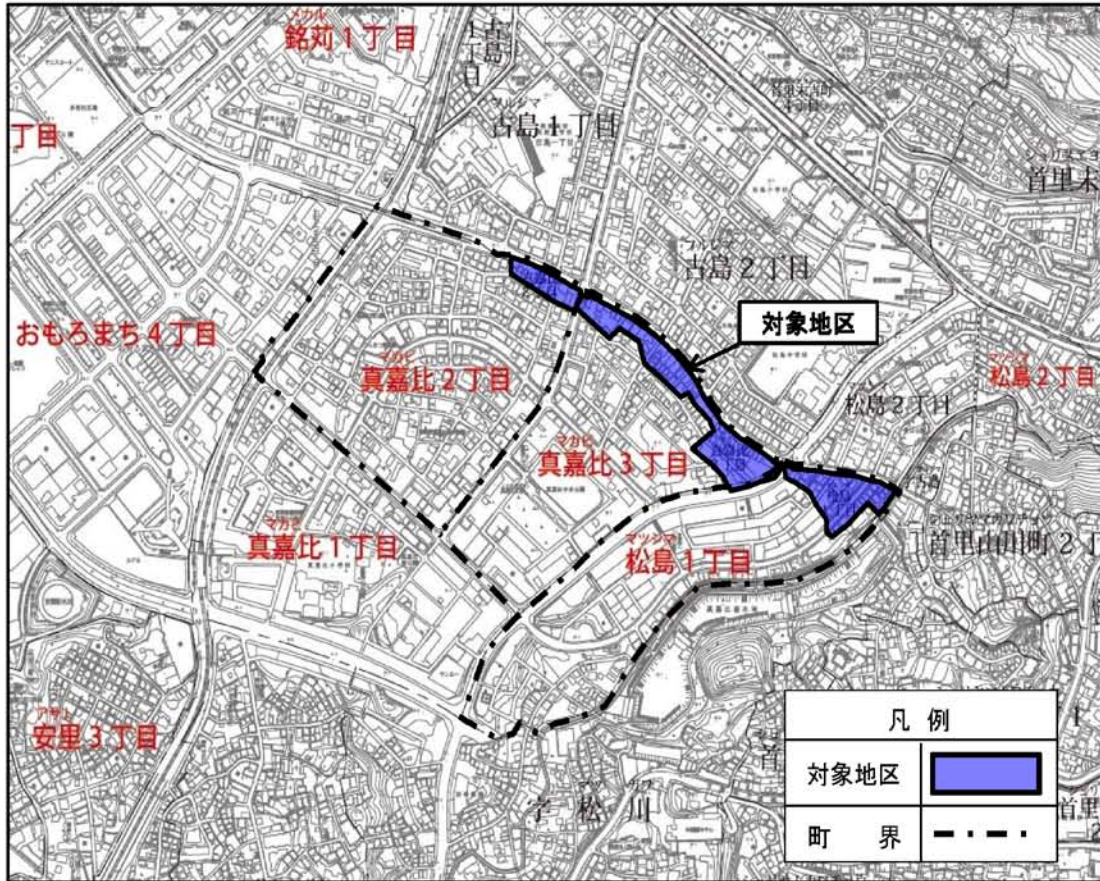
那覇市長 城 間 幹 子

- 1 実施区域 那覇市真嘉比 2 丁目、3 丁目及び松島 1 丁目の一部
(別紙のとおり)
- 2 実施期日 平成 28 年 2 月 15 日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び 別紙のとおり
住居番号

別 紙

実施区域 那覇市真嘉比2丁目、3丁目及び松島1丁目の一部

○位置図



○街区符号及び住居番号

町 名	街区符号	住 居 番 号
真嘉比2丁目	1	1,5,6,7,8
真嘉比2丁目	2	20,22,27,28
真嘉比3丁目	1	1,2,3,6,9,10,11,12,13,14,21,22,24
真嘉比3丁目	2	53
真嘉比3丁目	3	27
真嘉比3丁目	4	11,14,15,16,17,18,20,21,22,25,26,29,30,31,34
真嘉比3丁目	5	10,11,16,19,20,21,22,25,26,30,31
松島1丁目	1	19,20,22,24,25,26,27,28,29,30,32,33,34,35
松島1丁目	2	28,30,32,36,38
松島1丁目	3	19,20,22,23,25,28

那覇市告示第 474 号
平成 28 年 1 月 18 日
掲 示 済

那覇市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について

那覇市母子生活支援センターさくらの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 27 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市母子生活支援センター条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 51 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市母子生活支援センターさくら
所在地 那覇市首里鳥堀町 4 丁目 99 番地

- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
代表者 会長 平良 君代

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 475 号
平成 28 年 1 月 18 日
掲 示 済

那覇市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市母子・父子福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 27 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市総合福祉センター条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 45 号)第 17 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市母子・父子福祉センター
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
代表者 会長 平良 君代

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 490 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市大嶺自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市大嶺自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市大嶺自治会館
所在地 那覇市宇栄原 1 丁目 3 番 1 号

- 2 指定管理者となる団体
名 称 宇大嶺自治会
所在地 那覇市宇栄原 1 丁目 3 番 1 号
代表者 當間 善吉

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 491 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市田原自治会館
所在地 那覇市字田原 88 番地

- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市字田原自治会
所在地 那覇市字田原 88 番地
代表者 上原 博

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 492 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市安次嶺自治会館
所在地 那覇市字小禄 839 番地 6

- 2 指定管理者となる団体
名 称 安次嶺自治会
所在地 那覇市字小禄 839 番地 6
代表者 具志 鉄也

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 493 号

平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市宮城自治会館
所在地 那覇市宮城1丁目9番10号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市宮城自治会
所在地 那覇市宮城1丁目9番10号
代表者 上原 正春
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

那覇市告示第 494 号

平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市高良自治会館
所在地 那覇市高良1丁目7番1号

- 2 指定管理者となる団体
名 称 高良自治会
所在地 那覇市高良1丁目7番1号
代表者 長嶺 重雄

- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

那覇市告示第 495 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市宇栄原自治会館
所在地 那覇市宇栄原6丁目12番57号

- 2 指定管理者となる団体
名 称 宇栄原自治会
所在地 那覇市宇栄原6丁目12番57号
代表者 上江田 健一

- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

那覇市告示第 496 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市当間自治会館
所在地 那覇市字小禄 826 番地 8

- 2 指定管理者となる団体
名 称 字当間自治会
所在地 那覇市字小禄 826 番地 8
代表者 赤嶺 昌秀

- 3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

那覇市告示第 497 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市真嘉比自治会館
所在地 那覇市真嘉比2丁目33番12号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 真嘉比自治会
所在地 那覇市真嘉比2丁目33番12号
代表者 高屋 英正
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

那覇市告示第 498 号
平成 28 年 2 月 1 日

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市小禄自治会館
所在地 那覇市小禄5丁目4番地6
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市字小禄自治会
所在地 那覇市小禄5丁目4番地6
代表者 上原 茂敏
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

公 告

那覇市公告第 545 号
平成 28 年 1 月 18 日
掲 示 済

迷惑行為防止重点地区の指定について

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定する。

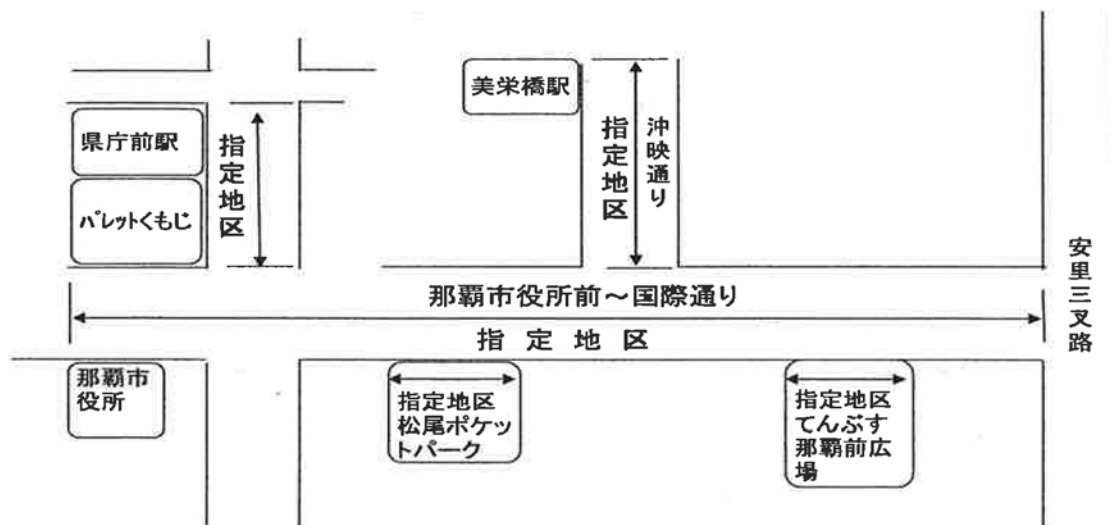
那覇市長 城 間 幹 子

1. 指定する重点地区の名称及び区域

- (1) 県道 39 号線 (那覇市役所前～国際通り)
- (2) 県道 42 号線の一部 (モノレール県庁駅前)
- (3) 市道 牧志中央線の一部 (沖映通り)
- (4) 市道 牧志壺屋線の一部 (てんぶす那覇前広場)

※ 松尾ポケットパーク、てんぶす那覇前広場を合わせて指定する。

※ 下図参照



国際通り+沖映通り+パレットくもじ前通り 2,430m

2. 指定年月日

平成 28 年 1 月 18 日

那覇市公告第 547 号
平成 28 年 1 月 18 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 548 号
平成 28 年 1 月 19 日
掲 示 済

迷惑行為是正指導を行わせる者の指定について

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指定する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. めんそーれ那覇市観光振興条例第 13 条の指導を行わせる者
 - (1) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会
 - (2) 那覇市国際通り県庁駅前商店街振興組合
 - (3) 那覇市国際中央通商店街振興組合
 - (4) 那覇市国際大通り商店街振興組合
 - (5) 那覇市国際蔡温橋通り商店街振興組合
 - (6) 那覇市沖映通り商店街振興組合

2. 指定年月日

平成 28 年 1 月 18 日

3. 行わせる地区

平成 28 年 1 月 18 日付けで指定した次の迷惑行為防止重点地区内

国際通り

沖映通り

パレットくもじ周辺

4. 条件

市の定める是正指導ガイドラインに従うこと

那覇市公告第 570 号

平成 28 年 2 月 1 日

平成 28 年度のエコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託の指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 11 の規定に該当しないこと。

(2) エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託に係る指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱第 2 条の規定を具備すること。(那覇市ホームページ参照)

2 申請書類の配布方法

平成 28 年 1 月 18 日から

那覇・南風原クリーンセンター管理棟 2 階 クリーン推進課 (南風原町字新川 650 番地) にて配布する。または、那覇市ホームページよりダウンロードする。

3 受付期間

平成 28 年 1 月 18 日 (月) から平成 28 年 2 月 2 日 (火) (土日祝祭日を除く)
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (正午から午後 1 時を除く)

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課 管理グループ

電話 0 9 8 - 8 8 9 - 3 5 6 7

那覇市公告第 571 号

平成 28 年 2 月 1 日

那覇市資源化物(有価物)の売却に係る指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 11 の規定に該当しないこと。
- (2) 那覇市資源化物(有価物)の売却に係る入札参加者資格等に関する要綱第 2 条の規定を具備すること。(那覇市ホームページ参照)

2 申請書類の配布方法

平成 28 年 1 月 18 日から

那覇・南風原クリーンセンター管理棟 2 階 クリーン推進課 (南風原町字新川 650 番地) にて配布する。または、那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」よりダウンロードする。

3 受付期間

平成 28 年 1 月 18 日 (月) から平成 28 年 2 月 2 日 (火) (土・日曜日、祝祭日を除く)

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (正午から午後 1 時を除く)

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課 管理グループ

電話 0 9 8 - 8 8 2 - 6 9 5 0

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 号
平成 28 年 1 月 15 日
公 布 済

那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 神 村 洋 子

那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市体育施設条例施行規則(平成17年那覇市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 条例第10条第2項第3号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額</u></p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 条例第10条第2項第3号の規定に該当する場合 利用料金の2分の1の額</u></p> <p><u>(5) 条例第10条第2項第4号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

